

令和2年度 第416回東京地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和2年8月5日(水) 14時00分から14時49分

2 場 所 東京労働局 九段第3合同庁舎 11階 共用会議室 1-2

3 出席者 公益代表委員6名 労働者代表委員6名 使用者代表委員6名

4 議事録

都留会長 これより第416回東京地方最低賃金審議会を始めます。初めに、委員の出欠状況について事務局から報告してください。

課長補佐 御報告します。本日は委員定数18名のうち、18名全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数である全委員の3分の2以上、または各側委員の3分の1以上を満たしておりますことを御報告します。

都留会長 ありがとうございます。本日の議事録の署名は、審議会運営規定第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は澤登委員、使側委員は大辻委員にお願いします。

それでは議事に入ります。議事1「東京都最低賃金の改正決定について」でございます。東京都最低賃金の改正決定につきましては、専門部会で御審議いただいておりますが、その結論が得られたようですので、報告を受けたいと思います。専門部会委員の岩本委員から報告をお願いします。

岩本委員 それでは報告させていただきます。事務局より報告書を読み上げてください。

主任賃金指導官 報告書を読み上げさせていただきます。

(報告書(写)朗読)

岩本委員 ありがとうございます。東京地方最低賃金審議会専門部会の結論に至る経過につきまして、私から御説明いたします。本年度の東京都最低賃金につきましては、令和2年7月10日に改正の諮問を受け、5回にわたり専門部会を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。この間、令和2年7月22日には、中央最低賃金審議会から「本年度の地域別最低賃金改定については、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」との結論が示されたところです。

本年度の審議において、労働者代表委員からは、一つ目、連合が集計し

た「2020 春季生活闘争集計結果」の 99 人以下の賃上げ率において、今年
は 1.76%の引上げがなされたので、 $1,013 \text{ 円} \times 1.8\% = 18 \text{ 円}$ の引上げを求
めたい。パートタイム労働者の一求人当たりの平均募集金額も同様に引
き上げられている。

二つ目、令和 2 年賃金改定状況調査結果の第 4 表にある組織化されてい
ないであろう 30 人未満の会社の正社員、有期雇用契約社員、パート社員
ですら引き上がっている。

三つ目、連合が集計した「2020 春季生活闘争集計結果」に、有期、短時
間、契約社員等の賃上げ幅が掲載されており、時間給として約 25 円が引
き上げられている。このように厳しい中ではあるが、6 月までの段階で賃
金の引上げが行われていることも事実であり、最低賃金で働いている労
働者の賃金が上がるようにすべきである。

四つ目、東京都の最低賃金 1,013 円でも決して高いものではないと考
えている。仮に時間給 1,000 円で年間 2,000 時間働いても 200 万円である。
この金額では家族を養うことはできない。

五つ目、なぜ東京都の最低賃金 1,013 円近傍で懸命に働くエッセンシャル
ワーカーだけ賃金が改定されないのか。今年、最低賃金を引き上げなけ
れば、この弱い立場の方々のみを取り残すことになる。第 4 表の数字です
ら現実に引き上がっているのに、ゼロ円回答は断じてあり得ない。

六つ目、最低賃金が上がったら本当に雇用が守れないのか。最低賃金の
議論と新型コロナウイルス感染症の問題は一緒に考えるべきものではない、
などの主張がなされました。

一方、使用者代表委員からは、一つ目、今までの最低賃金の改正は、実
態の状況から乖離して引き上げられてきたと認識している。昨年の東京
の影響率は 18.9%と全国の 16.3%に比べて高い。新型コロナウイルス感
染拡大による雇用への影響は、中小企業のみならず、大企業も受けている。

二つ目、中小企業・小規模事業者は、各種給付金や雇用調整助成金を受
けてやっと持ちこたえている。東京都の公表資料によれば、都の予算ベー
スで感染拡大防止協力金に 1,890 億円、国が行う家賃補助の上乗せに 833
億円である。現状を鑑み、通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議
する必要がある。

三つ目、新型コロナウイルスの影響は明白であり、日商と東商が行った
「賃金引上げの影響に関する調査」によると、最低賃金引上げの直接的な
影響を受けた企業の割合は 2015 年で 20.7%、今年では 41.8%であった。
また、コスト増加分の価格転嫁の動向については、B to B、B to Cにお
いても 7 割を超える中小企業が価格転嫁に難航している。また、日銀短観

や中小企業庁による中小企業の業況感も急速に悪化している。

四つ目、コロナ禍の中で最低賃金についてどうあるべきかとの議論が必要である。東京都が新型コロナウイルス感染症の影響を一番受けている。今年度は事業継続と雇用維持を最優先すべきであって、最低賃金は凍結、据置きにするべきである。

五つ目、業況 DI は急速かつ大幅に悪化し、過去のリーマンショック、IT 不況を上回る水準になるなど、コロナ禍で都内中小企業の景況感は極めて厳しい状況にある。また、コロナショックは、非正規労働者を多く雇用している小売業、サービス業への影響が深刻である。特に飲食業は先行きが全く見通せない状況にあり、今後更に悪化するおそれが大きい。最低賃金は、一度決めてしまうと引下げが非常に困難なことから、数か月程度の先行きを全く見通せない中では、慎重な審議が不可欠である。最低賃金は、全ての企業に強制力をもって適用されることから、特に影響が深刻な小売業やサービス業の支払余力や業況に合わせて審議するべきである。

六つ目、第 4 表については、これまでもこれからも第 4 表に基づいた議論を行うべきであるが、コロナショックの特殊性を考えると今年に限っては参考とすることができない、などの主張がなされました。

これらの主張を受け、公益委員としては、労使の主張の隔たりを埋めるべく努力してまいりましたが、残念ながら意見の一致を見るに至りませんでした。

そこで、公益委員としては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、賃金改定状況調査などの目安小委員会配付資料、労使各側から専門部会の審議において提出された資料、事務局から提供された最低賃金に関する基礎調査結果、労働経済指標、生活関連指標をはじめ、最低賃金法第 25 条に基づく意見聴取手続きに則って提出された改正に対する様々な意見や各種要請書も参考に、真摯に検討を行いました。また、新型コロナウイルス感染症による経済、雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活、くらしを守ることを配慮し、検討を行いました。

全国的に感染症の拡大がみられるところですが、東京都においては、全国で最も多くの感染者数を出しており、特に最近、新規感染者数の大幅な増加がみられています。また、感染症の拡大に伴う休業により、雇用調整助成金の支給決定件数が増大している状況にもあります。今後の感染症の動向や、経済、雇用への影響が見通せない予断を許さない状況にあります。このような状況下で、最低賃金の引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があります。

そのため、中央最低賃金審議会答申において示された「公益委員見解」

及び「目安に関する小委員会報告」を十分に考慮し、また労使各側の主張を総合的に勘案した上で、現行の東京都最低賃金については「現行どおりとすると決定するのが適当である」との公益案を提示しました。

本年度の公益案は、感染症の拡大という特別の事情によるものでありますが、「より早期に全国加重平均 1,000 円を目指す」という政府の方針に留意し、当然ながら最低賃金法の趣旨に則り、今後とも東京都最低賃金が適切に改正されることが適当と考えていることを併せて説明し、その上で多数決を行った結果、部会報告書のとおり結論に至りました。以上です。

都留会長

ただ今岩本委員から報告がありましたように、専門部会での結論は全会一致とはなりません。最低賃金審議会令第 6 条第 5 項は適用できませんので、この本審において改めて審議することとなります。各側から御意見はございませんでしょうか。労側はいかがですか。

吉岡委員

採決の前にお話しをします。

都留会長

使側はいかがですか。

海老澤委員

専門部会の報告書の結論を尊重したいと思います。

都留会長

それでは、専門部会で慎重に審議いただいた結果、専門部会報告にありますとおり、「東京都最低賃金については現行どおりとする」ことについて採決を行いたいと思います。

吉岡委員

部会長、よろしいでしょうか。

都留会長

はい。

吉岡委員

第 416 回東京都最低賃金審議会本審での私ども労側の意見として、退席することをお許しいただきたいと思います。本日お見えの各労働団体、各事業団体の代表の皆様にはお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。連合東京の吉岡より意見を述べさせていただきます。

ここにいらっしゃる労働団体の皆様は活動や支持する政党は違えども、東京において新型コロナウイルスの感染拡大の恐怖に晒されながらセーフティーネットの最低賃金近くで働かざるを得ないエッセンシャルワーカーの方々の最低賃金の引上げや、数年先の時間給 1,500 円に向けた取り組み活動を担当してまいりました。

しかし、今回、都留部会長、岩本委員、児玉委員から提案されました公益見解には、専門部会で再三申し上げてきた意見が全く取り入れられておらず、ゼロ円とする納得できる説明も根拠もない中、出されたゼロ円というメッセージは、最低賃金で働く労働者を見捨てるようなものでした。

またゼロ円というメッセージは、これまで労働組合諸団体の先輩方と東京労働局の先輩方が培ってきた信頼関係をも分断するようなものと受

け止めています。こうした状況において、専門部会で審議を担当しました私吉岡と田代委員、大島委員については、この本審において採決に関わることすらはばかれる状態であります。

最後に経営団体を代表される使用者側の方に申し上げます。最低賃金が引き上がると雇用の維持も企業の存続もできない厳しい経営環境になると御主張されました。ですから最低賃金が上がらないということは、最低賃金近くで労働者が働く中小企業において、会社の倒産、廃業、労働者の解雇、雇止めは起きないということになります。特に労働組合には加入していない有期雇用労働者、アルバイト社員の方々の雇いを最後の最後まで守っていただきたいと思います。

大変不本意な回答しか引き出せなかった責任を取り、御迷惑をお掛けしますが、この本審より退席をさせていただきます。

最後に、この見解を出された公益委員の皆様には、今回のゼロ円の見解に全責任を負い、都内の最低賃金で働く人たちのことを一時も忘れず、ゼロ円の重さを認識し、次年度には御英断いただきたいと思います。

以上を申し上げ、私ども労側 3 人は退席をさせていただきます。

(労側委員 3 名退室)

都留会長

ただ今の御意見は部会長としてしっかりと受け止めます。しかし、職務でありますので、採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賃金課長

会長を除く出席委員 17 名中 10 名が賛成であることを確認いたしました。

都留会長

賛成多数と認めます。よって、本案は専門部会どおり可決されました。ただ今の結果に基づきまして、東京労働局長あてに答申したいと思えます。答申については私と事務局で用意しますので、しばらくお待ちください。

(答申文 (案) 作成)

都留会長

それでは、答申文の案を配付します。

(答申文 (案) 配付)

主任賃金指導官 それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

（答申文（案）朗読）

都留会長 この答申文（案）でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長 御異議なしということですので、局長に答申したいと思います。事務局は答申文の正本を作成してください。

（答申文作成）

（答申文手交）

労働局長 ただ今、会長から令和 2 年度の東京都最低賃金の改正につきまして御答申をいただきました。7 月 10 日に諮問させていただいて以来、専門部会の委員の皆様方には、慎重かつ熱心な御審議を賜りまして厚く御礼申し上げます。

また、本日の答申に至るまで、三者構成による審議会の運営に真摯に向き合われ、採決に当たっては、それぞれの御立場を踏まえ、御判断いただきましたことについて感謝申し上げます。

労働局としましては、今後、この答申を踏まえまして手続きを進めてまいります。

委員の皆様方には、引き続き東京地方最低賃金審議会の運営につきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

都留会長 それでは、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

賃金課長 東京都最低賃金の改正決定につきまして審議会から答申がございましたので、本日令和 2 年 8 月 5 日、答申の要旨について公示を行います。公示の期間は、公示日の翌日から起算して 15 日を経過する日、令和 2 年 8 月 20 日までとなります。異議申出がなかった場合には、公示期間終了後、東京労働局長が最低賃金の決定を行います。

一方、異議申出がなされた場合につきましては、異議申出について審議をするための本審を開催していただくこととなります。以上です。

都留会長

ありがとうございました。続きまして、議事 2「その他」に入ります。
何かございますか。

ないようであれば、本日の審議はこれで終了させていただきます。御審
議ありがとうございました。